

福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針

令和4年4月

福島県農林水産部

目 次

I	策定の趣旨	1
II	現状	2
1	有害鳥獣による農作物等の被害状況	2
(1)	有害鳥獣による農作物等被害額の推移	2
(2)	鳥獣別及び作物別の被害状況	3
(3)	地方別の被害状況	5
2	被害対策の実施状況	7
(1)	人材の育成	7
(2)	被害対策技術	7
(3)	推進体制	9
(4)	旧避難指示区域等の対策	10
III	課題	10
1	人材の育成	11
2	被害対策技術	11
(1)	総合的な対策の取組	11
(2)	その他	11
3	推進体制の整備	11
4	旧避難指示区域等の対策	12
IV	被害対策の実施	12
1	段階ごとの対策の実施	12
(1)	自助（個人）	12
(2)	共助（集団）	12
(3)	公助（公的支援）	13
2	人材の育成	13
3	被害対策技術	13
(1)	総合的な対策の取組	13
(2)	被害対策の考え方	13
(3)	捕獲鳥獣の処理	14
4	地域特性に応じた被害対策の実施	15
(1)	集落アンケート調査の実施	15
(2)	モデル集落の設置	15
5	推進体制の強化	15
(1)	協働での対策を実施するための体制づくり	15
(2)	関係機関との連携	15
(3)	地方別の取組支援	17
6	旧避難指示区域等の対策	20

I 策定の趣旨

近年、鳥獣による農作物被害は全国的な問題となっている。

その発生要因は、複合的で地域や鳥獣の種類により異なるが、一般的に農山村地域の過疎化・高齢化による遊休農地・放任果樹の増加に加え、狩猟者の高齢化による減少の結果と考えられる。

本県における農作物等被害額は、年次変動はあるものの、横ばいの状態が続いている。

原子力災害の影響等もあり、鳥獣の生息域が拡大傾向にあることから、鳥獣被害防止対策（「以下、「被害対策」という。）は喫緊の課題である。

本県の農作物等の被害対策については、「福島県農林水産業振興計画（目標年度：令和12年度）」に位置づけられており（※）、令和12年度までの目標指標を「有害鳥獣による農作物被害額90,000千円以下」とし、地域・集落ぐるみによる総合的な対策（生息環境管理、被害防除、有害捕獲）の取組を進めているところである。

総合的な対策を推進するため、自助（農業者・住民：個人）・共助（集落・地域：集団）・公助（市町村・県：公的支援）の視点で各々がそれぞれの役割をバランスよく果たすことが大切である。特に、公助のみならず、「県民主役で取り組む鳥獣被害対策」の推進が必要である。

しかしながら、現段階において自助・共助・公助が適切な役割を果たし、効果的・効率的な被害対策に取り組んでいる事例は少なく、福島県農林水産業振興計画の目標を達成するためには、各段階で被害対策を担える人材が不足していることが課題としてあげられることから、人材育成を強化することが重要である。

こうした県内の農作物等の被害状況等を踏まえつつ、総合的な対策の取組を強化し、農業者の生産意欲の向上による地域農業の振興に寄与するため、被害対策の方針を策定する。

なお、県生活環境部（以下、「生活環境部」という。）においてイノシシ管理計画等に基づき個体群の安定的な存続を図りつつ、農業被害及び生活環境被害を低減する対策を講じていることから、県農林水産部（以下、「農林水産部」という。）と生活環境部が連携し、役割分担を明確にしながら効果的な対策を進める。

※「福島県農林水産業振興計画」における位置付け

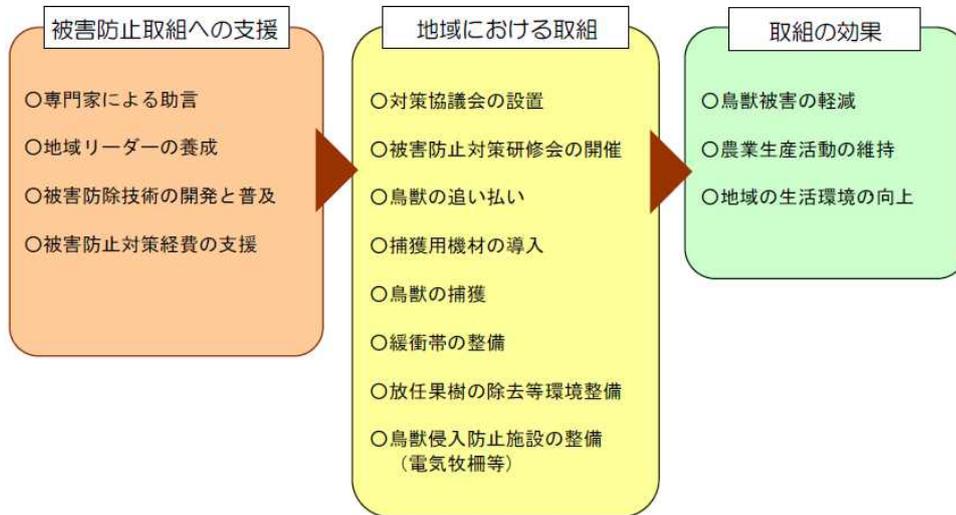
（第4章 第6節 3 快適で安全な農山漁村づくり）

■ 鳥獣被害対策の推進

- 「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」に基づき、住民が主体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理や被害防止対策、有害捕獲を組み合わせた総合的な対策の普及拡大を図ります。
- 市町村協議会の設置など鳥獣被害防止推進体制整備及び補助事業の円滑な実施等を支援します。
- 里山林の林縁部の刈払いや除伐等の適正な整備により見通しの良い緩衝帯を設置する取組を支援します。
- ニホンジカによる森林への被害の把握を行い、顕在化した被害について、必要な対策の実施を支援します。

- 関係団体等が実施するカワウの駆除や追い払い等について、持続的かつ効果的な取組を支援します。また、関係団体等による外来魚の駆除等の被害対策の取組を支援します。

<参考>



※地域リーダー：複数の集落において鳥獣被害対策をコーディネートする人材

II 現状

1 鳥獣による農作物等の被害状況

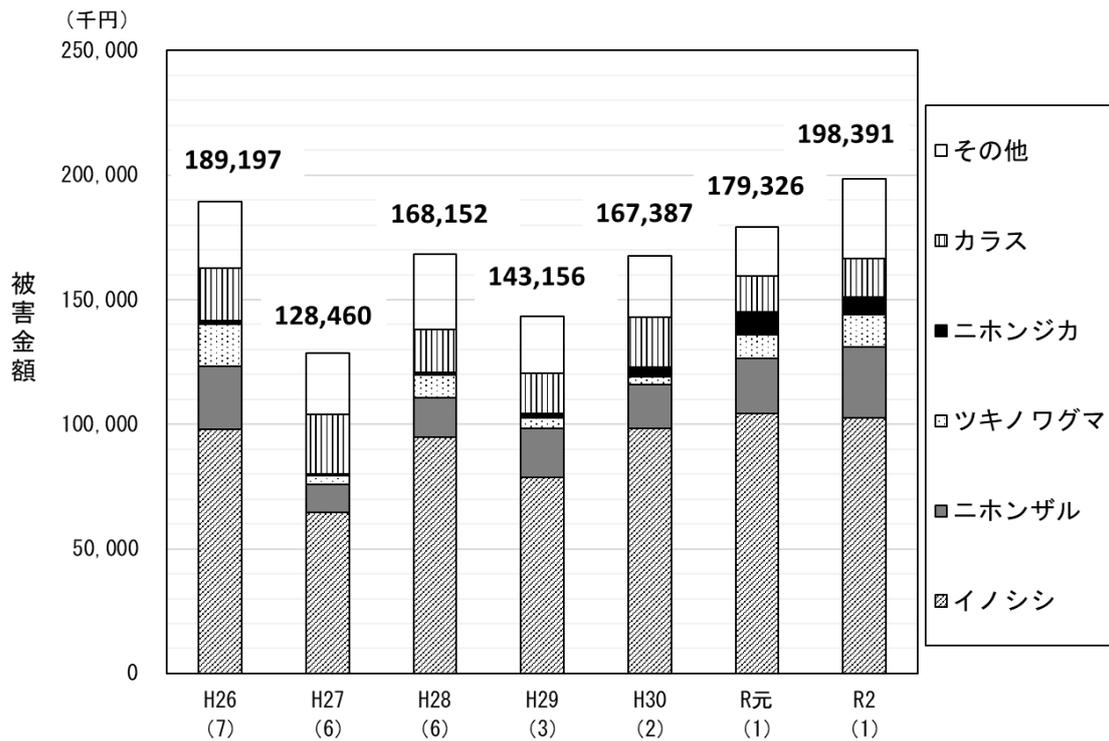
(1) 鳥獣による農作物等被害額の推移

- ・令和2年度の被害額は、198,391千円であり、近年は年次変動をしながら、横ばいの状態にある（令和12年度目標被害額90,000千円以下）。
- ・被害額は、イノシシが全体の約半分を占め、次いでニホンザル、カラス、ツキノワグマの順に多い。
- ・ニホンジカによる被害額は全体では減少しているが、南会津地方では増加している。

表1 鳥獣種別被害金額

種別	R2		R1		
	被害金額(千円)	割合(%)	被害金額(千円)	割合(%)	
鳥類計	27,991	14	24,971	31	
内訳	カラス	15,263	8	14,243	8
	その他	12,728	11	10,728	6
獣類計	170,400	86	154,355	69	
内訳	イノシシ	102,701	52	104,172	58
	ニホンザル	28,239	14	22,397	12
	ニホンジカ	7,171	4	9,006	5
	ツキノワグマ	13,043	7	9,798	5
	その他	19,246	10	9,282	5
合計	198,391	100	179,326	100	

注：被害額集計には東日本大震災等の影響により、一部市町村は含まれていない。



() は調査不能となった市町村数

図1 農作物被害額の推移

注：被害額集計には東日本大震災等の影響により、一部市町村は含まれていない。

(2) 鳥獣別及び作物別の被害状況（令和2年度：被害額）

（鳥獣別の被害状況）

- ・カラスによる被害額は15,263千円であり、主な被害作物は、果樹約83%、野菜約15%などである。
- ・イノシシによる被害額は102,701千円であり、主な被害作物は、水稻約68%、野菜約11%などである。
- ・ニホンザルによる被害額は28,239千円であり、主な被害作物は、野菜約55%、果樹約26%などである。
- ・ツキノワグマによる被害額は13,043千円であり、主な被害作物は、果樹約57%、野菜約19%などである。
- ・ニホンジカによる被害額は7,171千円であり、主な被害作物は、雑穀約38%、水稻約26%などである。

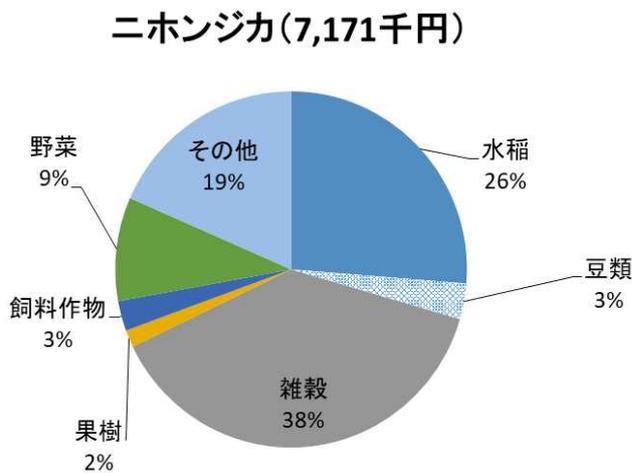
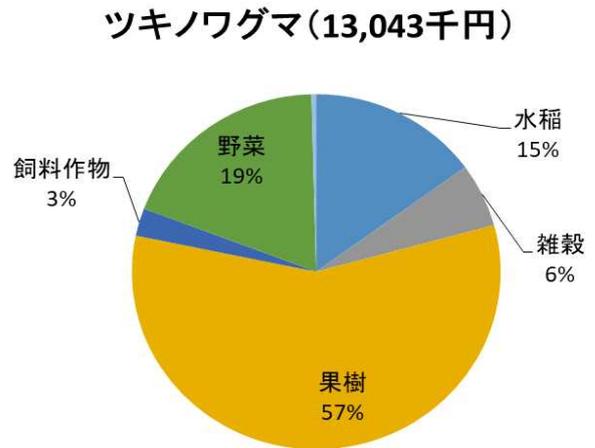
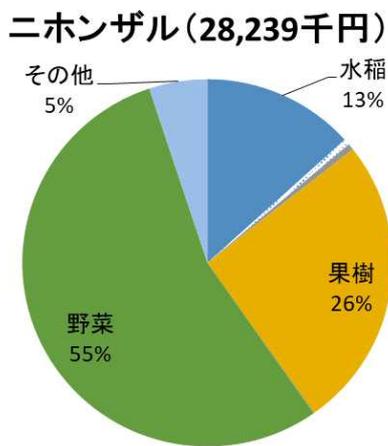
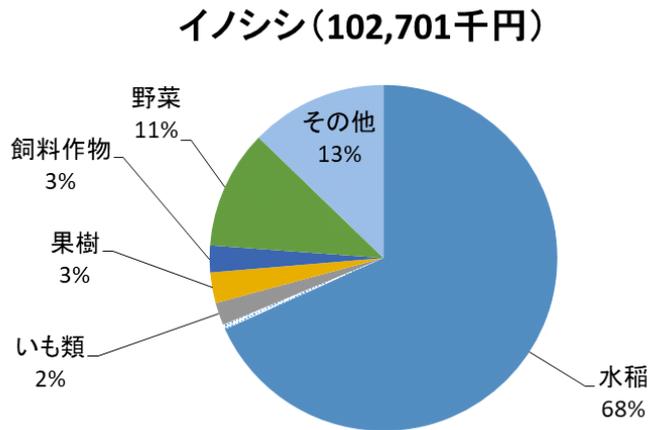
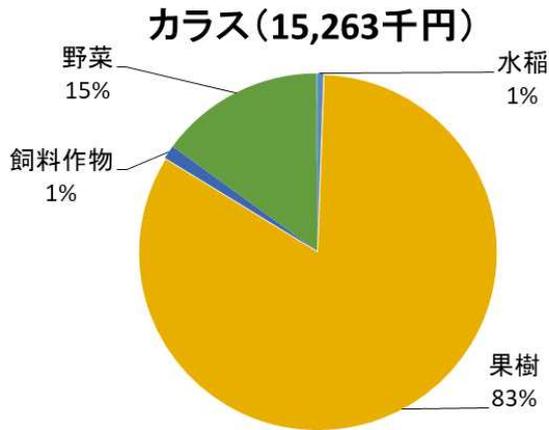


図2 獣種別の被害状況

(出典：令和2年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査)

注：集計には東日本大震災等影響のため、一部市町村は含まれていない

(作物別の被害状況)

- ・ 主な被害は、水稲ではイノシシ、果樹では、カラス、ツキノワグマ、ニホンザル、野菜ではニホンザル、イノシシなどによるものである。

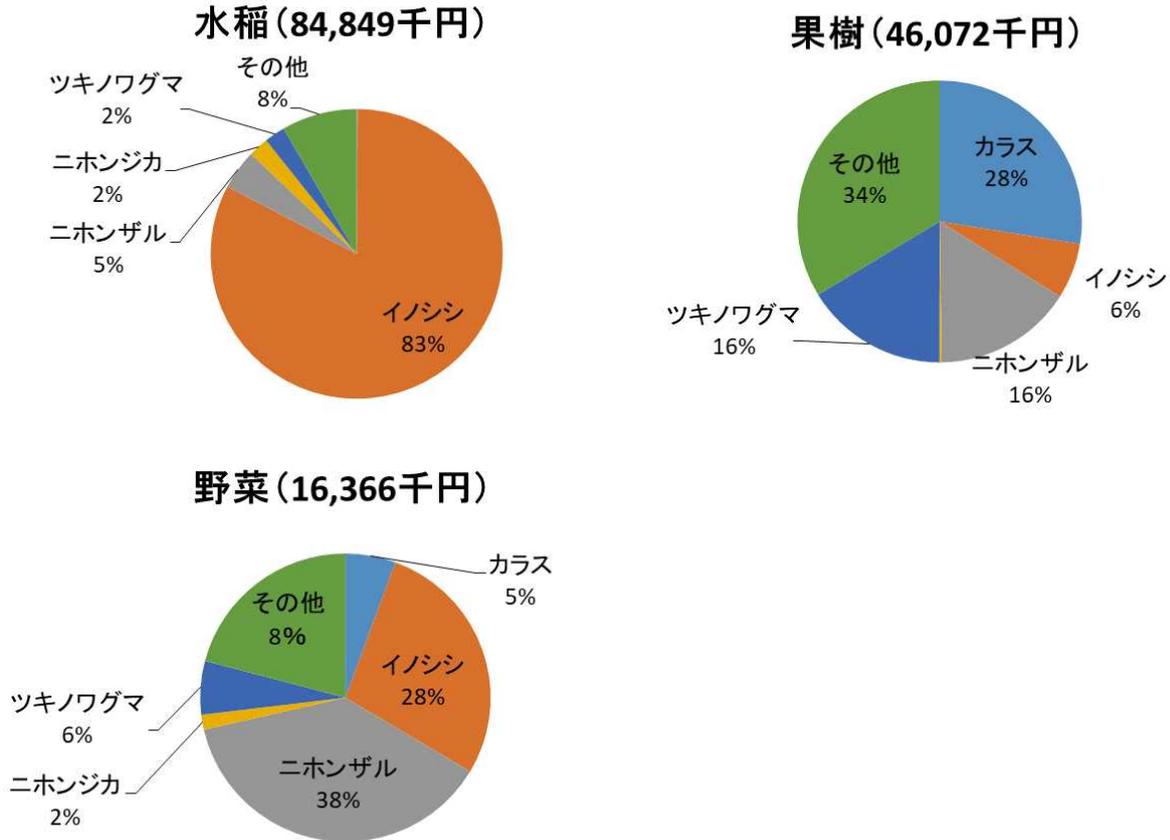


図3 作物別の被害状況（出典：令和2年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査）

注：集計には東日本大震災等影響のため、一部市町村は含まれていない

（3）地方別の被害状況（令和2年度：被害額）

- ・本県は、地方毎に鳥獣の生息状況や気候、農業形態（主要作物）などにより被害状況が異なる。
- ・イノシシは県内全域で被害が確認されており、被害額の約5割を占めている。近年では会津地方の被害が増加している。
- ・ニホンザルの被害は主に県北地方・県南地方及び会津地方で多くみられ、県南地方及び南会津地方における被害額は、イノシシに次いで多い。
- ・ツキノワグマによる被害は、会津地方や県北地方で多くみられる。
- ・ニホンジカによる被害額は全体の約4%程であるが、そのほとんどを南会津地方が占めている。

【県北地方】

- ・イノシシの被害は被害全体の約3割を占めており、次いでカラス、ニホンザル、ツキノワグマの被害が多く、また、果樹地帯であるためカラスを中心とした鳥類の被害が多い状況にあり、その他の鳥獣種としてはムクドリ、ヒヨドリ、ハクビシンによる被害がみられる。

【県中地方】

- ・ 水稲を中心にイノシシによる被害が被害全体の約7割と多く、ハクビシン、カラス、カモなどによる被害がみられる。

【県南地方】

- ・ 水稲を中心としてイノシシの被害が被害全体の約6割を占めているが、一部ではニホンザルによる被害が目立つ状況にある。また、その他にもヒヨドリ、ハクビシンによる被害がみられる。

【会津地方】

- ・ イノシシによる被害が被害全体の約6割を占め、次いでツキノワグマ、ニホンザルとなっている。また、ネズミによる水稲被害もみられる。

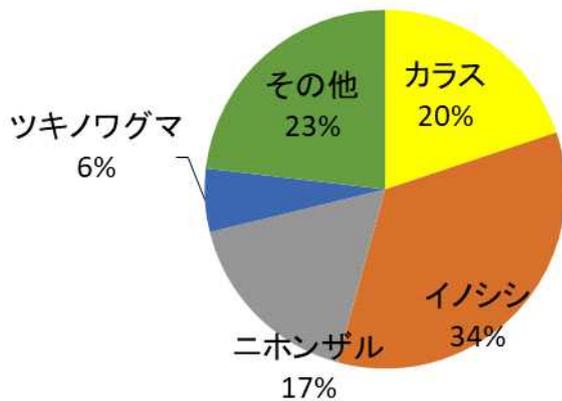
【南会津地方】

- ・ イノシシによる被害が被害全体の約4割を占めているが、次いでニホンザルの被害が多く、被害全体の約3割を占めている。また、水稲や雑穀を中心に、ニホンジカによる被害のほとんどが南会津地方でみられる。

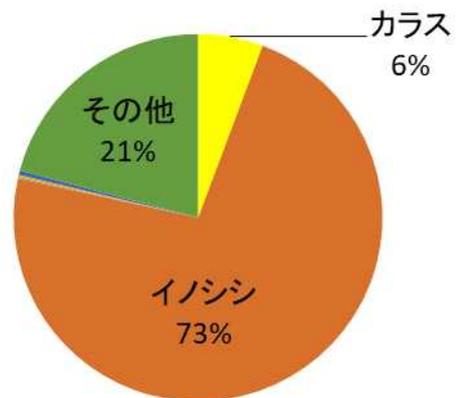
【相双・いわき地方】

- ・ 地域での農作物被害は、水稲を中心としてイノシシの被害が8割強を占め、次いで、カラスやニホンザルによるものとなっている。

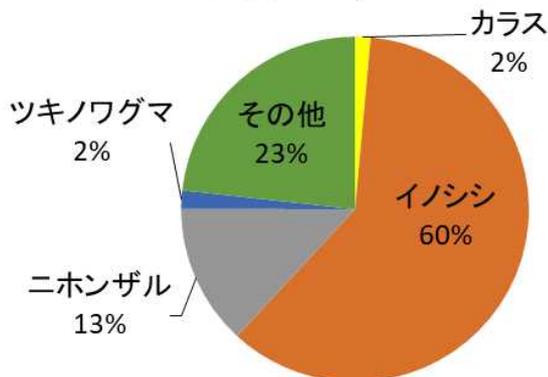
県北 (62,594千円)



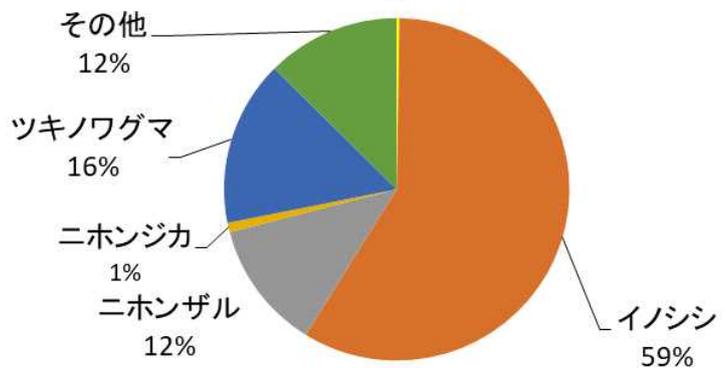
県中 (36,678千円)



県南 (12,384千円)



会津 (46,987千円)



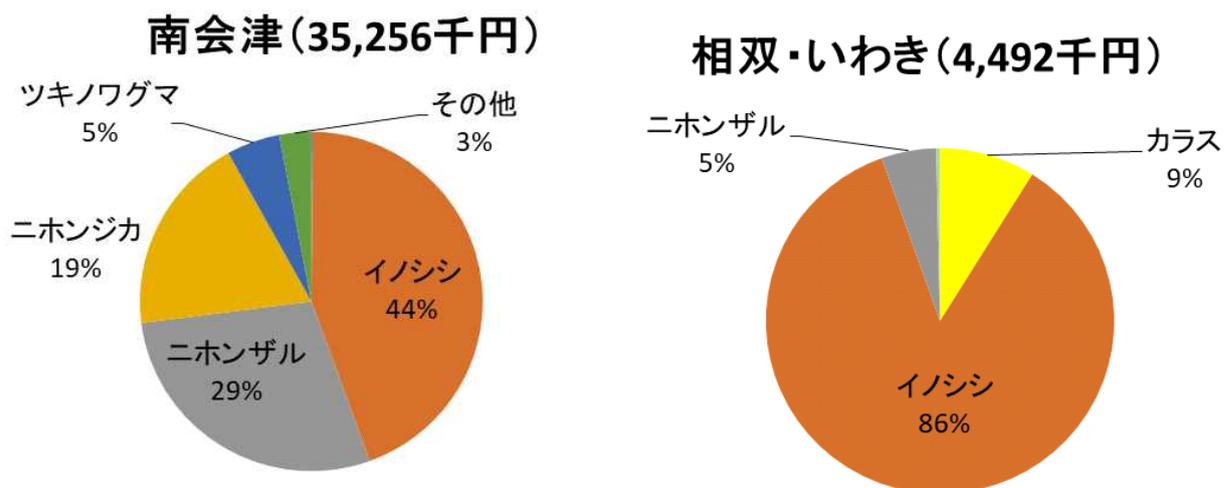


図4 地方別の被害状況（出典：令和2年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査）
注：集計には東日本大震災等影響のため、一部市町村は含まれていない

2 被害対策の実施状況

(1) 人材の育成

- 効果的な被害対策には、地域が一体となった対策が不可欠であることから、地域・集落ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を担う地域リーダーを育成するため、市町村担当者やJA職員などを対象に、県が主体となって鳥獣の生態や被害対策技術等に関する研修会を開催し、被害対策に必要な知識・技術等の習得を図っている。また、研修会では、侵入防止柵の設置実習、電波発信器を用いたテレメトリー調査及びワークショップ形式での課題解決トレーニングを通して、現場で活かせる知識や技術の習得に取り組んでいる。
- 平成29年度より専門的知識・技術を有し、生息環境管理、被害防除、有害捕獲の3つの対策に総合的に取り組み、地域・集落ぐるみの被害対策から市町村間の広域連携対策までを実践する市町村専門職員の育成モデルを実証している。これまでに、12市町村で延べ14名の専門職員を配置した（令和3年4月時点）。

(2) 被害対策技術

被害額は年次変動をしながら横ばいとなっている状況である。計画の目標達成に向けて、有害捕獲に加え生息環境管理や被害防除の総合的な対策が必要な状況にあるため、「生息環境管理」「被害防除」「有害捕獲」の3つの対策に総合的に取り組むことを推進している。

平成28年度からは、「被害対策の総合的な対策を行うモデル集落」を設置し、総合的な対策を推進している。

ア 生息環境管理

- 鳥獣は、農地や集落に近づくために、できるだけ農地などに近く、身を隠せる場所を利用することから、鳥獣の出入り口となっている森林の林縁部、竹林、遊休農地などでは、草刈りや間伐などを行い、見通しのよい緩衝帯（バッファゾーン）を作ることが重要である。県内市町村にて広く行われ、地域・集落

ぐるみで緩衝帯の整備ややぶの刈り払い、放任果樹の伐採などを実施している。会津若松市ではイノシシが撮影された電気柵周辺の除草を行い、イノシシの出現を減少させており、さらに南会津地方ではバッファゾーンの整備が進んでいる。

- ・農作物の残さ（野菜くずなど）や放任果樹（カキやクリなど）の処分などが行われておらず、鳥獣を誘引する要因を適切に処理していない事例が見られる。

イ 被害防除

- ・侵入防止柵は、鳥獣のほ場への侵入を防ぐため、農林事務所、市町村、関係団体及び専門家が連携して、効果的な設置・管理方法の周知を推進しており、電気柵を中心に広く普及している。適切に設置したほ場では被害が低減している。
- ・侵入防止柵は、鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）や福島県営農再開支援事業などの補助事業の活用により整備されている。特にワイヤーメッシュ柵は、積雪の少ない中通り地方や浜通り地方での導入が増加している。また、積雪の多い会津地方においても、耐雪性のある恒久電気柵、南会津地方においても耐雪性のあるワイヤーメッシュ柵の導入が進みつつある。
- ・花火などを用いた追い払い等を集落ぐるみで実施し、効果を上げる事例が見られている。
- ・一方で、柵の設置ルートや設置場所に改善が必要な地域もあり、設置後の維持管理が十分に行われていない事例が見られる。
（例）山際や水路をまたいで設置している事例などがあり、柵の維持・管理が困難であるため、鳥獣の侵入口となっている。

ウ 有害捕獲

（ア）県内の有害捕獲頭数の推移

- ・イノシシの有害捕獲頭数は増加傾向にあり、令和2年度の捕獲頭数は約14,400頭で、平成18年度の約25倍となっている（図5）。有害捕獲は、令和2年度捕獲全体の約40%となっている。
- ・ニホンジカの有害捕獲頭数は年次変動しており、令和2年度は約700頭であった（図6）。

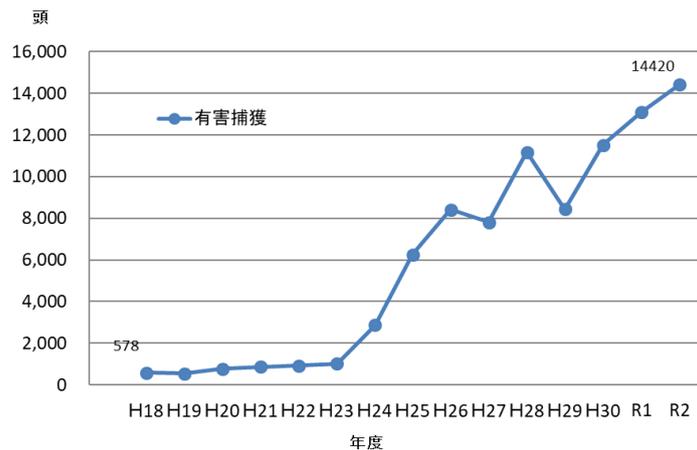


図5 イノシシ有害捕獲頭数の推移

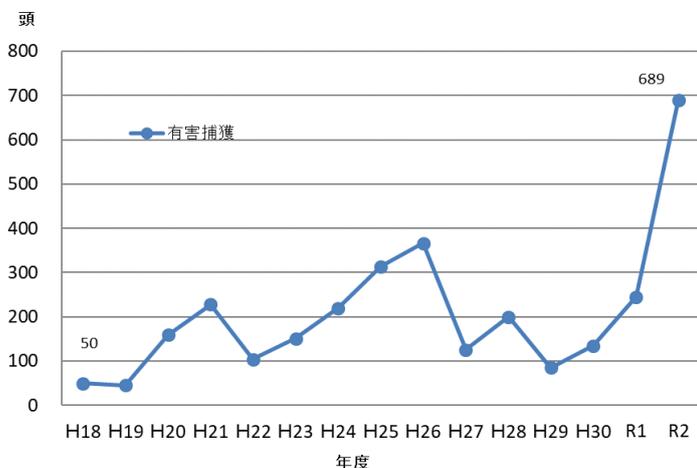


図6 ニホンジカの有害捕獲頭数の推移

(出典：福島県自然保護課)

(イ) 県内の狩猟免許所持者数の割合の推移

- ・ 狩猟免許の所持者数は減少傾向が続き、平成24年度には4,561件まで大きく減少したが、平成27年度からは増加している状況である。一方、60歳以上の免許所持者数は全体の約70%前後で推移しており、横ばいの状態である(表2)。

表2 狩猟者免許所持件数及び狩猟免許所持者における60歳以上の割合

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟免許所持件数推移(名)	5,271	5,404	5,346	4,561	4,698	4,859	4,674	4,886	5,163	5,147	5,463	5,811
60歳以上の割合(%)	63	65	70	69	72	73	70	71	70	69	69	67

(出典：福島県自然保護課)

(3) 推進体制

- ・ 県では、生活環境部が生活環境に係る被害防止対策、農林水産部が農作物の被害防止対策を担当し連携しながら鳥獣被害対策に取り組んでいる。

- ・地域によって被害を及ぼす鳥獣種が多種多様であり、市町村内でも鳥獣の分布状況により被害状況や出没状況は異なる。このため、集落アンケート調査や集落環境診断等の実施により、地域・集落周辺に出没している鳥獣の生息状況や被害状況などを把握するための検討会の開催や被害対策の提案など地域の特性に応じた被害対策を実施してきた。
- ・市町村が策定する被害防止計画に基づき取組が効果的に実施されるよう、県段階における「福島県有害鳥獣被害防止対策会議」、地方段階における「地方有害鳥獣被害防止対策会議」により市町村や関係機関と連携しながら、農業者や鳥獣被害対策実施隊などの地域住民と協働して被害対策を進めている。
- ・鳥獣は広域で移動することから、生息域拡大防止と農作物等被害の未然防止のため、複数の市町村が連携する広域的な対策の取組が見られる。

表3 県内における広域協議会の取り組み(令和4年12月現在)

協議会名	対象市町村	主な対象鳥獣
石川地方鳥獣被害防止対策協議会	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町	イノシシ、カルガモ、カラス、カワウ、アオサギ、ハクビシン、ダイサギ、コサギ
東白川地域鳥獣被害対策広域協議会	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	イノシシ、ハクビシン、カラス、ハト、カルガモ、カワウ
会津地域鳥獣被害防止広域対策協議会	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、その他獣類(カモシカ、ハクビシン等)、鳥類(カラス、サギ等)
会津北部地域鳥獣被害防止広域対策協議会	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、ハクビシン
南会津町・昭和村ニホンジカ被害対策協議会	南会津町、昭和村	ニホンジカ
相馬方部鳥獣被害対策広域協議会	相馬市、新地町	イノシシ

- (4) 旧避難指示区域等の対策(平成25年2月26日における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域)
- ・県は生息状況を調査するとともに、対策について専門家による提案を行っている。また、旧避難指示区域内において、営農再開支援事業を活用した有害捕獲の他、帰還困難区域等では国直轄捕獲(帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業)が行われている。

Ⅲ 課題

1 人材の育成

- ・地域ぐるみでの対策を進めるため、地域のリーダーとなる人材育成や、獣種毎の対策や実施計画作成の研修等を実施してきたが、未だ各地の集落までは浸透させることができおらず、被害対策を集落全体の問題として捉えていない集落が多い。そのため、引き続きこれら集落の意識の醸成を図る必要がある。
- ・県は、対策が必要な市町村に対し専門職員の配置を支援し、配置後も高度化研修を行い、個々の能力に合わせたフォローアップを進めてきた。しかし、一方で農作物被害の拡大により専門職員の全国的な需要が高まっている中で、専門的知識を有する人材は限られており、候補者となる人材が不足している。また、専門職員を受け入れる体制が整っていない市町村が多い。

2 被害対策技術

(1) 総合的な対策の取組

- ・被害対策は生息環境管理、被害防除、有害捕獲の3つの対策を総合的に取り組むことが必要であるため、県ではモデル集落を設置し、住民主体の総合的な対策を支援しながら他地域への波及に取り組んできた。
- ・本県では有害捕獲に偏った対策に取り組んでいる事例が多く、総合的な対策への理解促進が必要である。
- ・担い手の高齢化に伴い侵入防止柵や緩衝帯の十分な管理が困難となっている地域も多くみられ、地域ぐるみでの対策が必要となる。

(例) 【なぜ、3つの対策を総合的に取り組む必要があるのか (イノシシ)】

- ①移動性が高いことや集団のサイズの掌握が困難なため、有害捕獲だけでは被害は減少しない。
 - ②イノシシの完全排除は非常に困難。
 - ③餌場を無くす→周辺で餌を探す→わなの餌に引き寄せられるなど、生息環境を改善する必要がある。
- ※①～③のことから、有害捕獲だけでは被害が減らないため、3つの対策に総合的に取り組む必要がある。

(2) その他

- ・令和2年9月に県内で初めて会津若松市でイノシシの豚熱感染が確認されて以降、県内各地で捕獲あるいは死亡イノシシの豚熱感染が確認されている。このため、イノシシの捕獲や捕獲されたイノシシの処理にあたり、防疫措置を十分に行う必要がある。

3 推進体制の整備

- ・鳥獣の分布状況により、被害や出没状況が異なる。また、被害を及ぼす獣種や、農作物によっても実施する対策が異なるため、地域の実情等に応じた対策を実施する体制を整備する必要がある。

- ・鳥獣被害対策の主体となる農業者等をはじめ、被害対策の役割分担を明確にするるとともに、県は市町村や関係機関と連携しながら、地域の農業者等と協働して被害対策を進める必要がある。

4 旧避難指示区域等の対策（平成25年2月26日における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）

- ・避難指示解除区域等では、避難指示が長期化したことに伴いイノシシやニホンザルをはじめとする鳥獣の生息域及び行動域の拡大が確認されており、営農再開に向けての課題となっている。
- ・また、避難指示解除区域においては、地域ごとの帰還の状況が異なり、未だ営農再開の場が点在している地区や地区・集落の担い手構成が大きく変わった地区など、原子力災害以前の状況とは営農再開の場の周辺環境が大きく異なっている地区が多い。さらに、被害を及ぼす獣種も多様であることから、その実態に応じた被害防止手法の組合せによる総合的な対策を講じる地域の体制整備が必要である。

IV 被害対策の実施

1 段階ごとの被害対策

鳥獣に対する被害対策は、「自助（農業者・住民：個人）」・「共助（集落・地域：集団）」・「公助（市町村・県：公的支援）」が段階ごとに取り組み、それらが一体的につながることが重要であることから、バランスのとれた取組を強化するとともに、特に公助のみならず「県民主体で取り組む被害対策」を推進する。

（1）自助（個人）

農業者などの戸別の被害対策としては、防止柵の設置や誘引物の除去などが挙げられる。また、侵入防止柵の適正な維持管理や農作物の残さの適切な管理など農地周辺に鳥獣を寄せ付けない対策、自身の身の回りで持続的に実施しやすい対策について、研修会や学習会、チラシの配布等を通じて周知を進め、実践への後押しを行う。

（2）共助（集団）

ア 集落ぐるみでの対策

自助対策と併せて、集落や地域ごとの合意形成による共助対策を行うことが有効である（集落ぐるみでのニホンザルの追い払いや防止柵の協働管理、集落単位での緩衝帯整備など）。このため、集落環境診断などのワークショップでの意識の醸成による集落ぐるみの対策を推進する。

イ 地域（複数の集落）ぐるみの対策

集落によって品目ごとの農業生産状況や担い手の構成など大きな違いが生じているため、隣接する集落間でも対策に大きな差が生じている地域もある。このため、隣接する集落間の連携を図り、課題の共有や広域的な被害を防止するための対策の実施などを行う体制構築を推進する。

(3) 公助（公的支援）

以上のような地域・集落の実情に応じた自助、共助の段階で取り組んでいる対策が、協働で実現されるためには、市町村・県が被害防止計画に基づく各種事業等により取組に対して支援する。

2 人材の育成

- ・地域・集落ぐるみでの効果的な対策を推進するため、県は市町村等と連携し、地域・集落リーダーとなる人材の育成研修会を開催することで地域や集落で中心となって取り組む人材育成の強化を図る。
- ・県は、市町村等における専門的知識を有する人材「市町村専門職員」の定着化に向けて、受入市町村と市町村専門職員の配置後ヒアリングによるフォローアップや市町村専門職員の個々の能力に合わせた研修等により人材育成を推進する。

3 被害対策技術

(1) 総合的な対策の取組

生息環境管理、被害防除、有害捕獲の3つの対策を柱とした総合的な対策を基本に必要となる技術の普及拡大を推進する。県は、地域・集落ぐるみで総合的な対策に取り組むモデル集落を設置し、実証成果の普及拡大を図る。

また、県は、国庫事業等の活用により市町村等が行う総合的な対策を支援する。

ア 生息環境管理

- ・鳥獣が農地や集落に近づかないよう、農地や集落の周辺に緩衝帯の整備
- ・鳥獣の生息地を適切に整備（森林の手入れ等による管理）
- ・鳥獣を誘引する放任果樹（カキ、クリ等）の伐採や収穫残さ除去
- ・鳥獣の生息・出没状況を把握するためセンサーカメラやドローンなど新技術活用を推進
- ・遊休農地の管理

イ 被害防除

- ・鳥獣の侵入防止柵（電気柵やワイヤーメッシュ柵等）の設置
- ・侵入防止柵の維持管理の徹底
- ・花火などによる追い払い等を地域・集落ぐるみで実施

ウ 有害捕獲

- ・農作物等に被害を及ぼす個体の捕獲（鳥獣被害対策実施隊の育成等）

(2) 被害対策の考え方

被害対策は、集落環境診断等を実施し、原因・課題を洗い出すとともに、解決策の検討や実施計画の作成を行い、対策を実施する。（図7、被害対策の進め方【5か条】）

被害対策の実践 → 獣害に強い集落作り

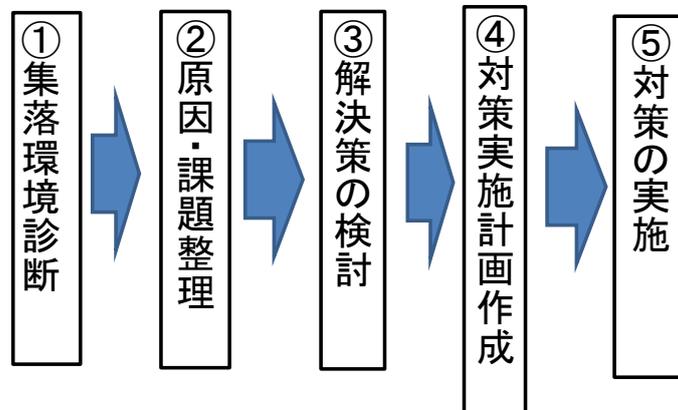


図7 集落環境診断から対策実施の流れ

○被害対策の進め方【5か条】

・その1「相手を知る！」

相手を知ることから対策は始まる。学習会などにより、鳥獣の生態や被害対策の知識を養う。

・その2「自分を知る！」

相手のことを知ったら、どうして自分の畑に来るのか考える。具体的には、集落環境診断により、鳥獣、被害状況、これまでの対策の効果点検などを行い、診断結果に基づき今後の対策を検討する。その際は、集落ぐるみの自衛体制づくりが重要である。

・その3「餌になるものを放置しない！」

収穫残さの片付け、未利用果樹の伐採、生ゴミの適正処理などを行う鳥獣が農地・集落に近づく原因を排除。

・その4「守る！」

侵入防止柵（電気柵など）設置、花火による追い払い、遊休農地解消、緩衝帯整備、森林整備などを組み合わせた対策を行う。

・その5「攻める！」

やれることをやってもまだ被害が出る場合は、必要に応じて有害捕獲を行う。

※以上の5か条により、あきらめず、継続的に被害対策に取り組む。

(3) 捕獲鳥獣の処理

- ・捕獲鳥獣の処理について、県や市町村の猟友会等と連携し、埋設処理に関する地域の合意形成への支援や微生物による分解処理、冷凍庫（蔵）の活用による一時

的な捕獲個体のストック場所の確保等、新たな手法も視野に検討する。また、捕獲鳥獣のモニタリング検査結果を継続して公表する。

4 地域特性に応じた被害対策の実施

地域の特性に応じた総合的な対策を推進するため、集落アンケート調査による被害状況等の把握を実施しつつ、モデル集落の普及拡大に取り組む。

(1) 集落アンケート調査等の実施

- ・ 県は、地域・集落における効果的な対策の実施に資するため、必要に応じて集落等の代表者を対象に、農作物の被害や対策状況に関するアンケート等を行い、集落単位での被害や対策状況を取りまとめる。

(2) モデル集落の設置

- ・ 鳥獣による農作物等の被害軽減により一層の農業振興等に資するため、生息環境管理、被害防除、有害捕獲を3本柱とした総合的な対策に取り組むとともに、集落へのアンケート調査や現地調査等により、農作物等の被害軽減効果を確認するモデル集落を県が主導して設置し、技術の普及拡大に向けて効果の検証や検討を実施する。また、県と市町村が連携してモデル集落の成果の普及拡大に努める。

5 推進体制の強化

(1) 協働での対策を実施するための体制づくり

- ・ 被害対策は、住民・農業者・行政・専門家・関係機関等による協働での対策の実施が重要であることから、県はその体制づくりを支援する（図8）。

(2) 関係機関との連携

- ・ 県は市町村が策定する被害防止計画に基づき取組がより効果的に実施されるよう県段階における「福島県有害鳥獣被害防止対策会議」、地方段階における「地方有害鳥獣被害防止対策会議」により市町村や関係機関と連携しながら、農業者や鳥獣被害対策実施隊などの地域住民と協働して被害対策を進める。
- ・ 被害対策は、里山と人の生活域の境界に緩衝地帯を設置し、鳥獣の生息域と農地を明確に区分することや農地周辺においては侵入防止柵の設置や鳥獣の捕獲を行うなど、県農林水産部と生活環境部等が連携し、役割分担を明確にしながら効果的な対策を進める。

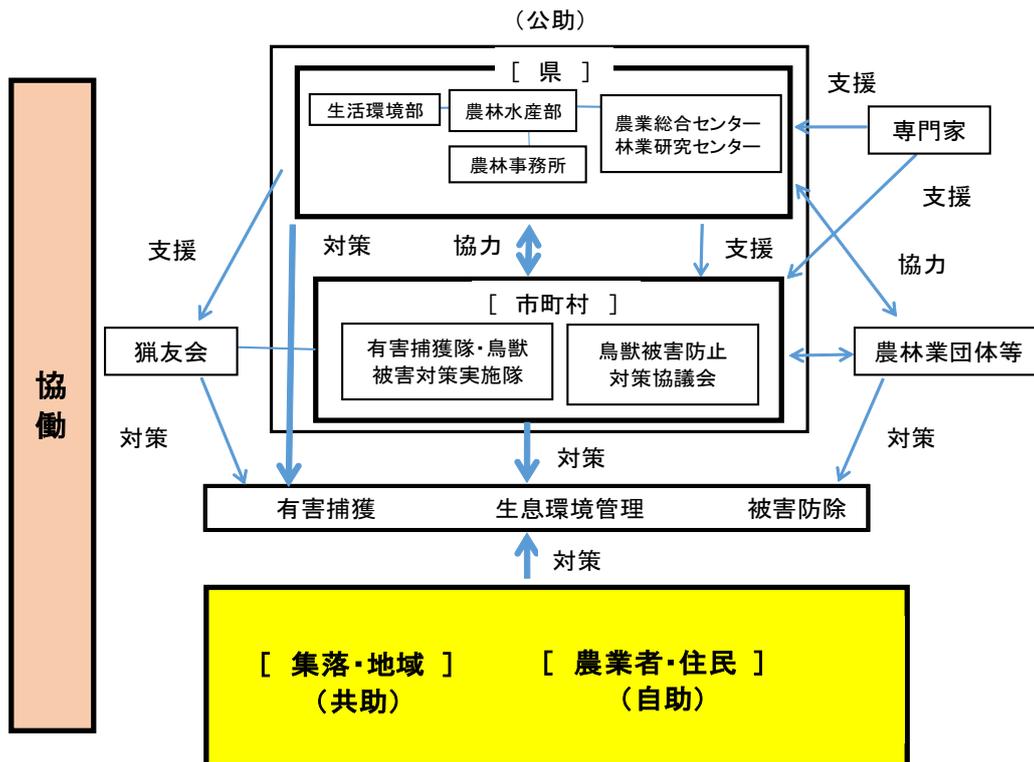


図8 実施体制の概略図

ア 関係機関の役割分担

【県の役割】

(生活環境部)

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣計画等の策定
- ・保護管理検討会及びモニタリング調査に基づく計画の見直し
- ・猟友会の支援（猟友会による講習会の開催支援等）
- ・鳥獣保護区等の指定及び管理
- ・市町村の実施計画策定支援
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

(農林水産部)

- ・県内の農作物被害のとりまとめ
- ・市町村に対する農作物被害防止に係る技術的支援
- ・農業者等（地域住民）に対する農作物被害防止に係る対策技術等の情報提供及び指導
- ・被害対策関連事業の実施
- ・技術指導者の育成

〈農林事務所の主な取組〉

- ・管内の農作物被害の情報収集及び情報発信

- ・地域・集落ぐるみの農作物被害防止の体制づくりと地域の実情に応じた適切な被害対策実施支援
 - ・補助事業を有効に活用した総合的な対策の推進
 - ・市町村間の調整、農業者への支援
 - ・市町村に対する助言・指導
- 〈農業総合センター、林業研究センターの主な取組〉
- ・新たな農作物被害防止に係る技術の研究・開発
 - ・農林事務所に対する助言
 - ・県内の農作物被害のとりまとめ

【市町村の役割】

- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の策定
- ・基本的な被害対策の啓発
- ・市町村等の地域鳥獣被害対策協議会の育成
- ・農業者等に対する情報提供及び指導
- ・被害対策関連事業の実施
- ・鳥獣被害対策実施隊の設置
- ・捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲
- ・有害捕獲の許可

イ 広域的な連携

- ・被害対策は、単独市町村での被害対策では困難な場合があることから、県は鳥獣の生息域や気象条件、地形などを考慮し、広域的な対策に取り組む広域対策協議会の設立など、効果的な被害対策の取組を支援する。

(3) 地方別の取組支援

(共通)

- ・県はモデル集落を設置し、集落環境診断や生息環境管理、電気柵の設置など総合的な対策の取組を支援する。

ア 県北地方【令和12年度までの目標被害額 28,500千円】

- ・福島・川俣地域では、被害が増加しているイノシシを中心に関係機関・団体と連携し、鳥獣の生態や対策方法についての講演、集落環境診断等により、集落の状況に応じた有効な対策を実施できるよう支援している。福島市では、モニタリング調査によるニホンザルの群れレベル評価に基づき個体群管理を実施しており、市の専門員が捕獲等対策のフォローを行っている。また、川俣町では、捕獲隊がニホンザルの行動を調査し群れの状況把握を進めている。今後とも関係機関団体と連携のうえ集落の総合的な対策実施に向けた取組を支援する。

- ・伊達地域はイノシシをはじめ、生息域を拡大させているニホンザルの被害が課題となっている。さらに、近年シカ類の出没確認やハクビシン、アライグマ、アナグマなどの中型獣の被害も目立っており、被害防止対策の強化が求められている。今後とも、関係機関・団体が情報共有を行い、モデル集落の成果を地域全体に普及し、集落ぐるみの対策を推進する。
- ・安達地域では、関係機関と連携し、鳥獣の生態や、侵入防止柵の維持管理、集落環境の改善に関する研修会を開催する等、技術の普及を進めている。今後とも同様の方針のもと、捕獲者との連携を進めながら、集落が主体となった効果的な鳥獣害対策を支援する。

イ 県中地方【令和12年度までの目標被害額 17,000千円】

- ・郡山地域においては水稻を中心にイノシシ被害が多く、補助事業の活用による電気柵の導入や有害捕獲などにより対策が取られている。また、関係機関・団体の連携のもと、モデル集落を設置し、集落自らが行う総合的な対策について取組支援が進められている。今後とも、引き続き関係機関・団体が連携して、総合的な対策について導入を支援するとともに、モデル集落への支援、その成果の情報発信などに取り組んでいく。
- ・田村地域では、イノシシの被害が中心となっており、各種補助事業により、電気柵等の侵入防止柵が設置され、対策が図られてきているが、夜間のみの通電や、雑草による漏電など、電気柵の不適切な管理により、一部では再び侵入されている。今後とも関係機関と情報共有を行いつつ、研修会等により侵入防止柵の適切な設置・管理について推進するとともに、地域の実情に応じた有効な対策の検討・実施を支援する。
- ・岩瀬・石川地域では、被害が拡大しているイノシシの対策として侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵）の設置を推進しているが、市町村や地域によって対策の実施状況にばらつきがある。今後とも関係機関と情報共有を行いつつ、研修会などを通して、集落ぐるみでの鳥獣被害対策の実施について支援していく。

ウ 県南地方【令和12年度までの目標被害額 5,500千円】

- ・県南地方では、イノシシによる被害が大部分を占めるが、その他、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ヒヨドリなどの被害も発生している。各市町村では、市町村専門職員を配置する動きがみられている。今後とも関係機関・団体と被害の状況や対策に対する課題などについて情報共有しながら、地域における総合的な対策をすすめていく。

エ 会津地方【令和12年度までの目標被害額 21,000千円】

- ・会津若松地域では、これまで4つのモデル集落を設置し、集落ぐるみの総合的な鳥獣被害対策の取組を支援してきた結果、被害が軽減され、周辺集落へ

の波及効果が見られた。また、会議・研修会の開催や「広域鳥獣マップ」の作成（H30～）を通して被害状況の情報共有や被害対策技術の普及を行っている。今後も、引き続きモデル集落の設置による重点支援を行うとともに、市町村、関係機関等と連携し、被害対策の強化を図る。

- ・喜多方地域では、農業普及所を事務局とする営農対策連携会議鳥獣被害対策分科会（以下「分科会」という。）を設置し、各市町村・団体間での鳥獣被害対策に係る問題点や課題の抽出と、課題解決に係る取組について情報を共有しながら被害対策に取り組んでいる。全市町村に専門職員が配置され、住民主体の効果的な対策が進められつつあり、イノシシやニホンザル、ツキノワグマの被害防止効果が見られる。今後も分科会で、関係機関・団体と情報を共有しながら被害対策への取組を支援する。
- ・両沼地域では、イノシシ、ツキノワグマの被害が多い。さらに、近年は会津地方南部でニホンジカの生息域が拡大しており、被害の拡大が懸念される。被害対策として主に電気柵設置を進めており、設置に関する単独事業を設ける町村が増えたこともあり、電気柵の導入は増加傾向にある。しかし、山間部では、高齢化等による労力不足で管理作業が見込めず、電気柵導入の合意を得られない場合が多い。今後は、ワイヤーメッシュ柵の導入も含めた対策の検討及び導入支援を行っていく。

オ 南会津地方【令和12年度までの目標被害額 16,000千円】

- ・南会津地方では、イノシシ対策の他、ニホンザルや生息域を拡大しているニホンジカに対して、電気柵やワイヤーメッシュ柵による防除対策及び生息状況調査等に取り組んでいる。また、管内複数の町村で、市町村専門職員が中心となり、緩衝帯整備等による集落環境整備も含めて総合的な対策を実施している。今後とも、関係機関と連携し、集落ぐるみでの被害対策を円滑に進めるとともに、広域的な連携による被害対策への取組を支援する。

カ 相双地方【令和12年度までの目標被害額 1,300千円】

- ・相馬地方は、営農再開地域から農作物被害報告が多く寄せられており、担い手の営農意欲の低下が懸念されている。また、通いで営農している場合も多く、柵の管理が課題となっている。そのため、管内市町村では、鳥獣被害防止計画を策定して、各種補助事業の活用により被害防止を図るなど、対策の強化を図っている。今後とも、営農再開地域では、継続的な鳥獣被害防止対策が必要なため、関係機関や専門家と連携し、集落環境診断や研修会の開催を通して地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を支援していく。
- ・双葉地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う住民の避難や営農の中断等の影響により、現在も多く町村で鳥獣の生息域が拡大し、農作物被害が増加しているが、避難指示が解除され住民の帰還や交通量が増加した地域では、鳥獣の目撃情報や被害が減少傾向にある。今後も、関係機関・団体と連携し、侵入防止柵の維持・管理、環境整備、個体数調整及び被害防止

対策研修会の開催等を支援し、集落ぐるみで総合的な対策の実施が図られるよう継続して推進する。

キ いわき地方【令和12年度までの目標被害額 700千円】

- ・いわき地方では、いわき市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、侵入防止柵の設置、個体数調整等の被害対策を進めている。今後とも、関係機関・団体と連携し、集落環境診断等を通じて鳥獣被害防止対策に対する知識の習得・侵入防止柵管理技術の向上を促すとともに、集落ぐるみの被害対策への取組について支援する。

6 旧避難指示区域等の対策

- ・旧避難指示区域等においては、被害を及ぼす獣種も多様でその実態に応じた被害防止手法の組合せによる総合的な対策を講じる体制整備が急務となっていることから、これまでの生息状況調査結果を踏まえ、専門的な見地からの助言・指導の下、多様な獣種に対する対策を一体的に取り組むことが効果的かつ効率的であるため、市町村等との連携・協力しながら、旧避難指示区域等の体制整備に向けた取組を支援する。